

1. 事業の目的・概要

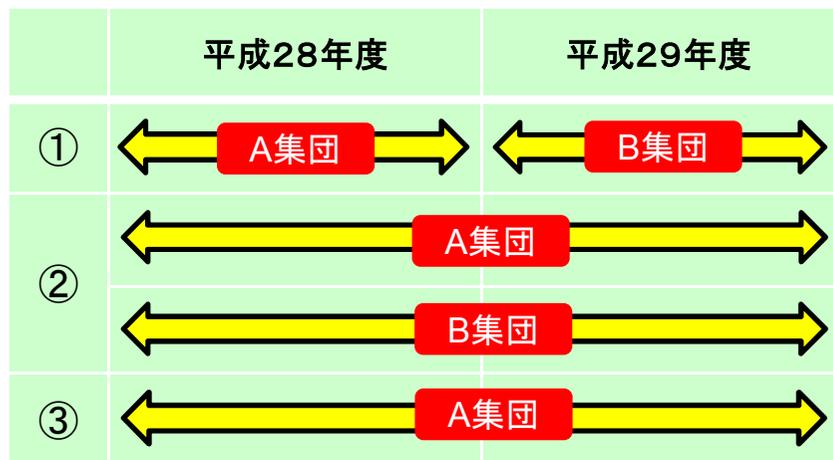
- トラック運転者の長時間労働等の改善に向け、地域の事情を踏まえた実践的な議論を進めるため、各都道府県において発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団(以下「対象集団」という)がパイロット事業(実証実験)を実施。
- 実施事例は、中央・地方協議会でのさらなる議論に活用、好事例のガイドラインを作成し、普及・定着を図る。
- 平成28年度、平成29年度の2年間で実施、対象集団は、各年度、各都道府県1~2集団

2. 事業の内容

- 対象集団は、各地方協議会で、トラック輸送状況の実態調査結果やこれまでの議論等を踏まえて選定。
- 対象集団は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、①荷主及び運送事業者の現状の分析や課題の洗い出し、②課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実践、④検証等を経て、トラック運転者の長時間労働等の改善を図る。
- パイロット事業は、厚生労働省のトラック運転者労働条件改善事業、または、国土交通省の調査請負業者を利用したパイロット事業で実施、選定は中央協議会事務局で行う。

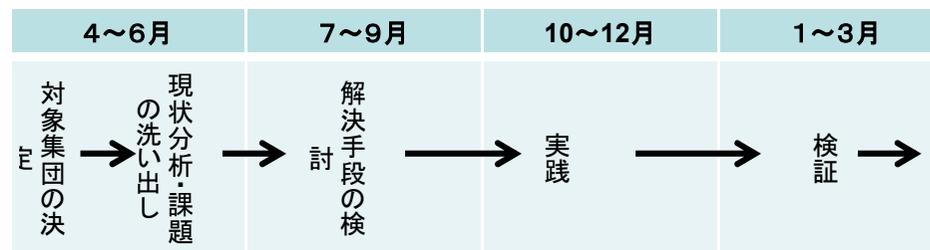
パイロットの事業の実施方法(想定)

- ①平成28年度1件実施、平成29年度1件実施
- ②平成28年度から平成29年度にかけて平行して2件実施
- ③平成28年度に1件実施、同じ集団で別の角度から平成29年度も実施



※②、③については、各年度で実施状況のとりまとめは実施

(参考1)スケジュールの例



(参考2)パイロット事業イメージ図

